

有家中央青果地方卸売市場

業 務 規 程

令和 2 年 6 月 2 1 日施行

有家中央青果地方卸売市場業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この業務規程は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という）及び長崎県卸売市場条例（昭和46年長崎県条例第74号。以下「条例」という）の規定に基づき有家中央青果協同組合（以下「開設者」という）が開設する有家中央青果地方卸売市場（以下「市場」という）の運営に関して必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって地域住民等の消費生活の安定に資する。

(責務)

第2条 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な扱いを行ってはならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸 売 業 者

(卸売業者)

第3条 市場において卸売業務を行なう者（以下「卸売業者」という）は次のとおりとする。

有家中央青果協同組合

(せり人)

第4条 卸売のせり人は、せり人として開設者が指名した者とする。

2 せり人がせり売りに従事するときは、開設者が別に定めるせり人章（記章・帽子）を着用しなければならない。

第2節 買 受 人

(買受人の承認)

第5条 卸売業者から卸売を受けようとする者（以下「買受人」という）は開設者に次の各号に掲げる事項を記載した買受人承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び商号並びに住所
- (2) 法人の場合にあつては払込資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) その他開設者が必要と認める事項

2 前項の申請書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写
- (2) 法人の場合にあつては役員登記簿謄本
- (3) 保証人2名以上の連署による連帯保証書

(4) その他開設者が必要と認める書類

- 3 開設者は第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であると認めたときは、同項の承認をしないことができる。

(買受代理人の承認)

第6条 買受人が代理人をして買受業務に参加させようとするときは、あらかじめ買受代理人承認申請書を開設者に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の代理人が行なった行為はすべて買受人において責任を負わなければならない。

(買受人章)

第7条 開設者は、前2条の承認をしたときは、別に定める買受人章(記章・帽子)又は買受代理人章(記章・帽子)を交付するものとする。

- 2 買受人又は買受代理人は、市場内において前項の買受人章又は買受代理人章を常に着用しなければならない。

(保証金の預託)

第8条 買受人は、第5条の承認を受けた日から30日以内に開設者が別に定める基準による保証金を開設者に預託しなければならない。但し有家中央青果協同組合の組合員にあってはこれを免除することができる。

- 2 買受人は、前項の保証金を預託した後でなければ買受業務を開始してはならない。

(保証金の充当及び返還)

第9条 開設者は買受人が買受代金・保管料・その他市場に関して開設者又は卸売業者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をもってこれに充てることができる。

- 2 開設者は、買受人がその資格を失った日から起算して、30日以内に保証金を返還するものとする。

(買受人の承認の取消等)

第10条 開設者は、買受人が第5条第3項の規定に該当することとなったとき又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その承認を取消し若しくは停止することができる。

- (1) 売買取引に関し不正な行為があったとき
- (2) 買受代金その他卸売業者若しくは開設者に支払うべき金額の支払を怠ったとき
- (3) 正当な理由がないのに引続き90日以上その業務を休止したとき
- (4) 法令若しくはこの規程又はこれに基づく開設者の指示に違反したとき

(名称変更等の届出)

第 1 1 条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名・名称・商号又は住所の変更をしたとき
- (2) 法人にあっては、役員に変更があったとき
- (3) 保証人の変更をしようとするとき
- (4) 買受代理人の変更をしようとするとき
- (5) 買受人としての業務を引続き 30 日以上休止し又は廃止しようとするとき

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人組合)

第 1 2 条 買受人が買受人をもって組織する団体を結成したときは、その規約及び役員の氏名を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の届け出には、組合員名簿を添付しなければならない。

第 3 章 売買取引及び決済の方法

第 1 節 業務の規制

(受託拒否の禁止)

第 1 3 条 卸売業者は、衛生上有害な物品の委託申込み及び受託を拒否する正当な理由のある場合を除き受託を拒否してはならない。

(秘密取引の禁止)

第 1 4 条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行なってはならない。

(衛生上有害な物品の取扱禁止)

第 1 5 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 卸売業者又は買受人その他の市場利用者は、衛生上有害な物品を市場に持込んではならない。

3 開設者は、卸売業者又は買受人その他の市場利用者が第 2 項の規定に違反した場合においては、直ちにその物品を市場外に搬出することを命じ若しくはその物品の費用をもって処分することができる。

第 2 節 売 買 取 引

(売買取引の原則)

第 1 6 条 市場における取引は公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引引きの方法）

第16条の2 開設者が市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

（売買取引条件の公表）

第17条 卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引き渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（物品取引の下見）

第18条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行なわせた後でなければこれを開始してはならない。

- 2 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種・産地・出荷者・荷印・等級・数量その他必要な事項を明示してしなければならない。

（販売方法の周知徹底）

第19条 卸売業者は、市場における販売方法を定め又は変更しようとする場合には、その旨を買受人その他の関係者に周知徹底を図らなければならない。

（せり売の方法）

第20条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印・等級及び数量その他の必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

- 2 せり落しはせり人が最高申込価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を原則として3回呼び上げたとき最高価格としてせり落し人を決定する。但し指値がある場合で最高価格がその指値に達しないときはこの限りでない。
- 3 最高価格の申込人が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法によりせり落し人を決定する。
- 4 せり人はせり落し人を決定したときは直ちにその価格及び買受人の氏名・名称又は商号を呼び上げなければならない。

（入札の方法）

第21条 卸売のための入札は、その販売物品について荷印・等級及び数量その他必要な事項を掲示し又は呼び上げた後入札に付し、入札用紙に氏名・名称又は商号及び金額その他の指定事項を記載してこれを行なわなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行ない最高価格の入札人をもって落札人とする。但し指値がある場合で最高価格がその指値に達しないときはこの限りでない。
- 3 最高価格の入札人が2人以上あるときは、前2項の例により再入札する。
- 4 卸売業者は、落札人を決定したときは直ちにその価格及び買入人の氏名・名称又は商号を呼び上げなければならない。

(入札の無効)

第22条 前条の入札が次の各号に掲げる理由のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札人を確認できない場合
- (2) 入札金額その他の指定事項が不明である場合
- (3) 入札に際して不正行為が行なわれたとき

- 2 入札無効と決定したときは、直ちに前条の例により再入札を行なう。

(売買取引の制限)

第23条 開設者は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において談合その他の不正行為があったと認めたとき又は不当な値段を生じたとき、その売買を差止め若しくはせり直し又は再入札を指示することができる。

(条件付受託物品が売買不能の場合の措置)

第24条 卸売業者は、受託物品について指値その他の条件がある場合において当該条件によっては卸売ができない場合又はその見込みがないと認められるときは直ちにその旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(卸売金額の変更の禁止)

第25条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売金額については正当な理由があると認めたときでなければこれを変更してはならない。

(卸売予定数量等の公表)

第26条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売予定数量並びに卸売業者の卸売の数量並びに価格を公表するものとする。

- 2 前項の卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始されるときまでに、卸売の数量及び価格の公表は、速やかに、それぞれ市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。
- 3 開設者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第17条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

(差別的取り扱いの禁止)

第27条 開設者は、卸売の業務に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取

扱いをしてはならない。

第3節 代 金 決 済

(委託手数料)

第28条 卸売業者が卸売のため販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は卸売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。但しあらかじめ出荷者との間に特約がある場合はこの率以内とすることができる。

- (1) 野菜及びその加工品 100分の10
- (2) 果実及びその加工品 100分の10
- (3) 鳥卵 100分の10
- (4) 加工食料品(野菜、果実の加工品を除く) 100分の10

(仕切及び仕切金の支払)

第29条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは委託者に対してその卸売をした日の翌日までに売買仕切書を作成し、売買仕切金(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を支払わなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目・等級・価格(消費税額及び地方消費税額を除く。以下本項において同じ。)消費税額と地方消費税額の合計額及び数量(第25条の規定による卸売金額の変更をした物品については当該変更に係る変更理由・品目・価格消費税額と地方消費税額の合計額及び数量)を正確に記載しなければならない。

(買受代金の即時支払義務)

第30条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税及び地方消費税に当たる額を加えた額とする。)を支払わなければならない。但し卸売業者があらかじめ開設者の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときはこの限りでない。

- 2 前項の買受代金の支払猶予の特約は他の買受人に対して不当な差別取扱いとなるものであってはならず、その支払猶予の期間は買い受けた物品の引渡しを受けた日の翌日から3日を越えてはならない。

(出荷奨励金の交付)

第31条 卸売業者はこの市場の入荷の増加を図るため、別に定める基準により出荷奨励金を交付することができる。

- 2 卸売業者は、出荷者に対して特別奨励金を交付することができる。
- 3 前2項の出荷奨励金又は特別奨励金の交付の基準は開設者が別に定めるものとする。

(完納奨励金の交付)

第32条 卸売業者は、指定買受人に対し買受代金の円滑なる回収を図るため、別に定める基準により完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付の基準は開設者が別に定めるものとする。

(決済の方法)

第33条 市場における売買取引の決済は、第28条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第34条 卸売業者及び買受人その他関係事業者が使用する市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ)の位置・面積・使用期間・使用料及びその他の使用条件は開設者が別に定める。

(用途変更、転貸等の禁止)

第35条 市場施設の使用人は、当該施設の用途又は原状を変更し又は当該施設の全部又は一部を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。但し特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(補修弁済)

第36条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし又はその費用を弁済しなければならない。

第5章 管 理

(秩序の保持)

第37条 取引参加者及び市場へ入場するものは、市場の秩序を乱し又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者は市場内の秩序を保持するため秩序を乱す者に対して入場の制限・退場その他の必要な措置をとることができる。

(無許可営業の禁止)

第38条 市場内においては、開設者の許可なく物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(市場内の清潔保持)

第39条 開設者は、常に市場内を清潔に保持し整理整頓に努めるものとする。

2 市場の利用者は、市場内の清潔保持並びに整理整頓に協力しなければならない。

(報告等、物品の品質管理の方法)

第40条 開設者は、この規程の施行に必要な限度において市場業務の適正かつ健全

な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売業者・買受人及びその他関係事業者に対しその業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 品質管理の方法に関する事項は次のとおりとする。

① 開設者は、品質管理の責任者を定め、施設のわかりやすい場所に掲示しなければならない。

② 開設者は、品質管理の責任者が行う次の事項について内容を定めなければならない。

ア 高温下での品質管理に関すること。

イ 当該卸売市場等施設の清潔の保持に関すること。

ウ その他、品質管理の高度化を図るために必要な事項

③ 買受人は、次に掲げる事項を遵守し品質管理に努めなければならない。

ア 高温下に物品を長時間放置しないこと。

イ 使用施設を清潔に保つこと。

ウ その他、品質管理の徹底を弱ること。

(運営協議会)

第41条 開設者は、市場の運営の円滑化を図るため運営協議会を置き次の事項を協議する。

(1) 市場の運営に関する事項

(2) 取引の合理化・流通の円滑化に関する事項

(3) 市場業務に係る紛争の調整に関する事項

(4) その他重要事項

2 前項に定めるもののほか運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(関係規定の制定)

第42条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

(業務規程の改廃手続)

第43条 この業務規程の変更又は廃止は、理事会で決定する。

附 則

1. この業務規程は知事の地方卸売市場開設の許可を受けた日(昭和48年2月15日)から施行する。

2. この業務規程の施行日以前において、引続き買受けの業務を行なっていた者は第8条第2項の規定にかかわらず第5条の承認を受けた日から30日以内において第8条第1項に規定する保証金の預託を行なうまでの期間買受業務を行なうことができるものとする。

附 則

この改正業務規程は、令和2年6月21日から実施する。